

みどり
水土里ネット牧之原

牧之原 だより

第 29 号

平成16年7月30日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ 〈0547〉 36-0984(代)

FAX 〈0547〉 36-0830



▲中山峠附近に行くウォーキング参加者

参加者は、途中設けられた、ウグイスやヒバリのさえずりの聞こえる休憩所で、地元特産の緑茶の接待を受けたり、中山峠では緑の鮮やかな茶園風景や、粟ヶ岳の雄大な風景を満喫していました。

当日は朝から晴天に恵まれ、時折涼風の吹き抜ける絶好のウォーキング日和となり、県内各地から家族連れや、ウォーキング愛好者など、約千三百人が参加して、旧東海道の面影を残す金谷坂や菊川坂の石畳、夜泣き石の伝説で有名な久遠寺、西行法師や松尾芭蕉の歌碑や句碑の残る小夜の中山などの名所・旧跡を巡る十五キロのコースを約四時間かけて歩き、心地よい汗を流しました。

掛川市と金谷町が主催する第五回「東海道旅の詩人ウォーク」が六月五日「ＪＲ金谷駅」と「掛川城三の丸広場」を起点として行われました。

千三百人が参加

東海道旅の
詩人ウォーク

ごあいさつ



牧之原畑地総合
整備土地改良区

理事長 和田 秀雄

組合員並びに、関係の皆様方には、日頃改良区の運営や、事業推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、牧之原畑地事業は、昭和四十八年着工以来、本年四月をもって三十一年目を迎えました。

このように事業が長期化しているのにもかかわらず、組合員の皆様方には、事業が牧之原台地の「茶業振興」はもとより「地域発展」に不可欠であるとのご認識をいただき、多年にわたる全面的なご協力に心から感謝申し上げます。第であります。

「未着水地」の解消が

最重要課題に…

ご案内のとおり、農業用水確保のための基幹事業である「国営事業」は、平成九年度に完成し、念願でありました、水源施設の「長島ダム」も平成十四年度に運用が

開始されました。

こうした中で、県営事業は、着実に進展はしておりますが、最近の極めて厳しい財政環境の中で、進捗率は六十六パーセントに止まり、約四百ヘクタールの受益地が、水の恵みを受けない「未着水地」となっております。

現在、これらの「未着水地」の解消に向けた取り組みを、最重要課題として進めているところでございます。

十五年度「使用水量」は 前年比約五十パーセントに

さて、水利施設の管理業務につきましては、組合員の皆様方が水利用を円滑に行えるように、これまでの経験と実績を踏まえまして、水利施設全体の効率的な維持管理と、適切な水配分に努めているところでございます。

このような中で昨年度の使用水量は、六月の低温・七月は長雨・八月には六百ミリの降水量を記録するなど、年間を通じて最もかんがい用水としての「水需要」の多い夏期の異常気象により、前年と

比べ五十二パーセントと大幅な減少という結果になり、改めて畑かんは、降雨の影響を大きく受けるものであることを実感いたしております。

県内荒茶生産量は 四万トン回復

平成十五年度の県内荒茶生産量は、六年ぶりに四万トンの大台を回復しました。

これは、一番茶の摘採期の後半が好天に恵まれたことに加え、中国産の「輸入茶」の残留農薬問題を背景として国内産の二番茶や、秋冬番茶の需要が堅調に推移したことによるものですが、これから「緑茶」の機能性食品や、保健食品としての研究・開発が進み、幅広い分野での需要拡大が図られることを期待しているところであります。

県営事業の計画変更の 法手続きに着手

一昨年から協議を進めておりました、県営事業の計画変更に伴う「法手続き」を御前崎地区から順次着手することになりました。

変更計画策定にあたりましては、「要望事業の完遂」や「地元負担」の据置など、施工済みの地

区との格差が生じないよう、県ご当局にご配慮をお願いしているところでございます。

また並行して、工区毎の整備水準について再度、確認調査を実施いたします。今回の調査は、平成十九年度に予定されております、県営事業の一旦完了を控え、組合員の皆様方の要望を「変更計画」に反映させる最終的な調査となりますので「同意取得」と同様に、ご協力をお願い申し上げます。

業務の効率化と 経費の削減を図ります

去る三月に開催いたしました、総代会において、平成十六年度一般会計などの当初予算を可決して頂きました。

この予算編成にあたり、農業水利施設などの維持管理費につきましては、国・県の補助事業の採択を受け、地元負担金の軽減を図っているところですが、予算の執行にあたりまして、消費的経費の節減を図り、適切・適正な執行に努めてまいります。

今後とも、土地改良区の運営に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成十五年 通常総代会報告

全議案とも原案のとおり可決

平成十五年度牧之原畑地総合整備
備土地改良区通常総代会が、三月
三十日午前十時から、総代八十九
人（定数百二人）の出席を得て開
催されました。

総代会は桜井副理事長の開会で
始まり、続いて和田理事長が挨拶
を行ったあと、来賓を代表して西
原県議会議員並びに、栗原静岡県
農業水産部長代理の大杉農山村整
備総室長から祝辞が述べられました。

このあと議長に島田市の大塚聰
総代を選出して議事に入り、承認

十四件を含む、二十五議案を審議
した結果、全議案とも原案のお
り承認、又は可決されました。
最後に板倉副理事長が閉会の挨拶
を行い、総代会は終了しました。

土地改良区功績者

役員・総代十三名を表彰

総代会の席上で表彰式が行われ、役員・総代を十年以上務め、
土地改良区の運営や、事業推進に
功績のあった十三名の方々に和田
理事長が表彰状と記念品を贈り、
長年にわたるご尽力に感謝を申し
あげました。

今回受賞された役員・総代は次
の方々です。（敬称略）

【理事】

榛原町 鈴木 實
相良町 村松 計良

【総代】

島田市 大塚 聰
相良町 立林 大治
掛川市 名波 登茂
藤野 勝美
松永 利夫
落合 幸雄
鈴木 経雄
植田 浩史
鈴木 文平
松本 久
戸塚 敦彦
御前崎市
(旧浜岡町)

役員補欠選挙

杉山・小塚・原間氏が当選



理事 杉山 年男
〒421-0512
相良町大江116-1
☎(0548)52-0771



監事 小塚 忠
〒421-0531
相良町落居31-1
☎(0548)58-0233



理事 原間 正之
〒421-0511
相良町片浜1548
☎(0548)52-0273

役員補欠選挙で、相良町の杉山
年男氏・小塚忠氏・原間正之氏が
当選されました。

これは、当土地改良区第四被選
挙区（相良町）の理事二名・監事
一名が欠員となったため補欠選挙
を執行した結果、理事に杉山・原
間両氏、監事に小塚氏がそれぞれ
当選されました。

今回当選された三氏は、役員の
任期満了となる平成十七年十月二
十五日までの間、当土地改良区の
運営や事業推進にご尽力をお願い
することになります。

黒田一夫副理事長

勲五等瑞宝章を受賞



平成十五年度春の
叙勲において、「地
方自治功労」により、
栄えある勲五等瑞宝
章を授与されました。黒田副理事
長は、昭和四十九年に小笠町議会議
員に初当選され、六期・二十四
年にわたり地方自治の発展や、地
域農業振興に貢献されました。

伊藤幸雄理事

県知事表彰に輝く



平成十五年十一月
に「産業開発振興」
の功績により、県知
事表彰を受賞されま
した。

伊藤理事は、当改良区が設立さ
れた昭和四十八年に理事に就任さ
れ、以来三十余年にわたり、土地
改良区の運営や、事業の推進にご
尽力をされています。

鈴木實理事

県土連功労者表彰を受賞

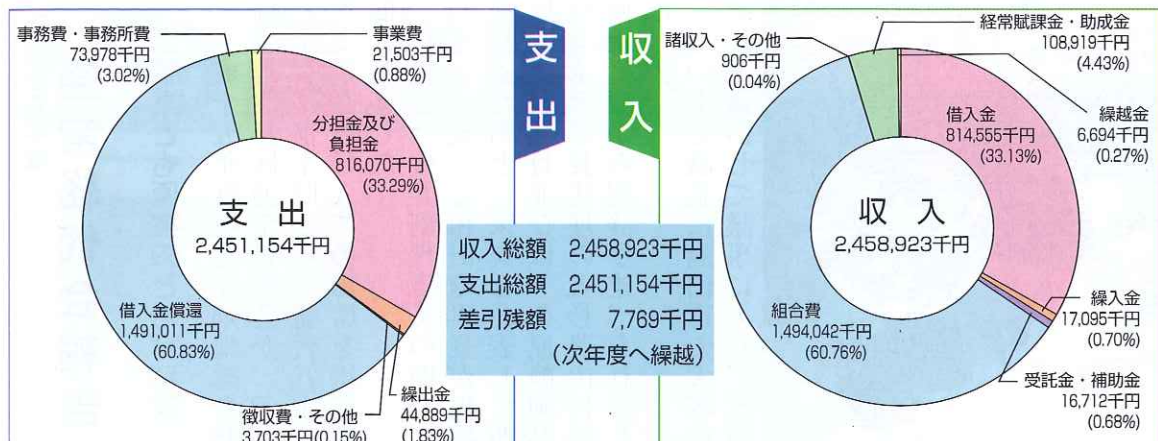


去る三月二十二日
開催された、県土連
土地改良事業団体連
合会通常総会におい
て、功労者表彰を受賞されました。

今回の受賞は、鈴木理事の多年
にわたる土地改良事業への貢献が
評価されたものです。

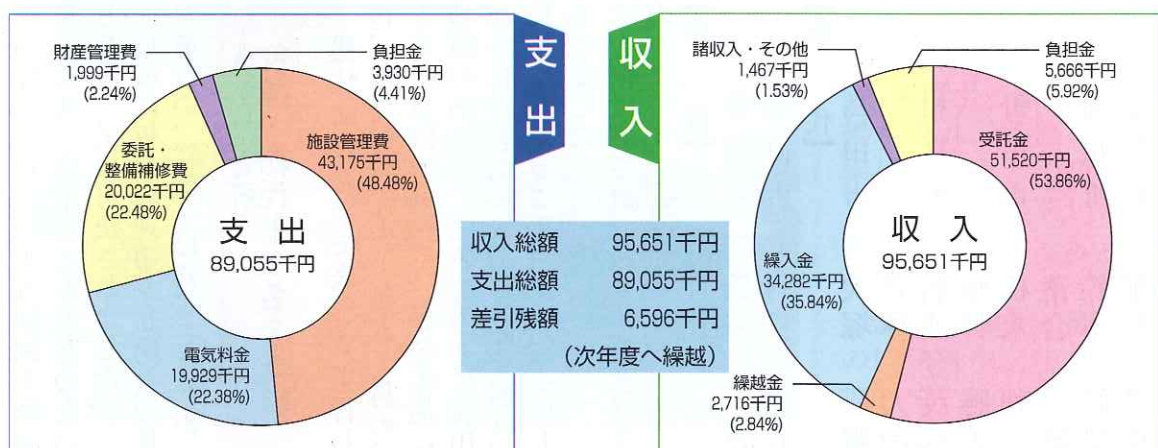
平成十四年度
一般会計

決算



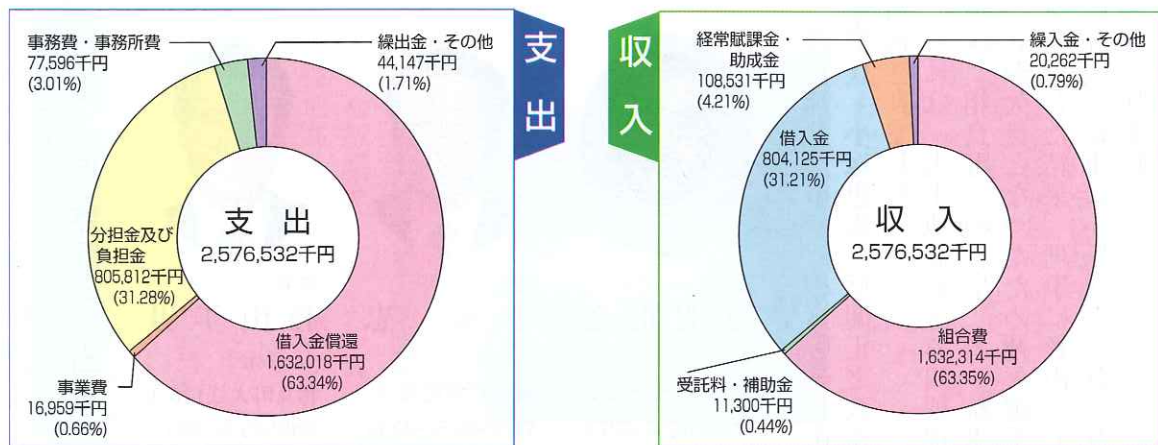
平成十四年度
管理費特別会計

決算



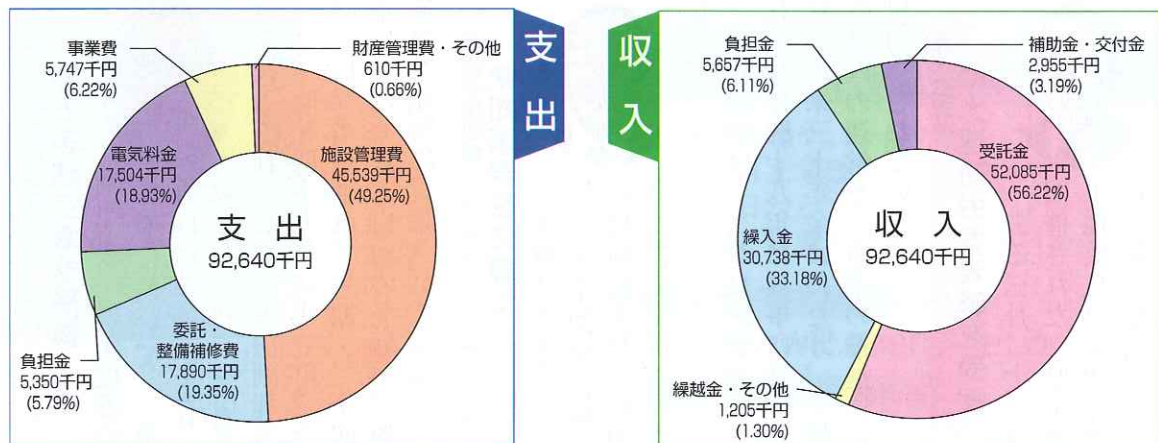
平成十六年度
一般会計

予算



平成十六年度
管理費特別会計

予算



平成十六年度

県営畑総事業について

畑地かんがいの重点的推進

組合員の皆様方をはじめ関係する市町の皆様には、牧之原畑総事業の推進にあたり、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、本事業は昭和四十八年着工いたしました、三十一一年目を迎えました。

この間に事業で造成した施設は、農道二百五十四キロメートル、排水路二百五十五キロメートルとなり、農業経営への利用だけでなく、

広く日常の生活に欠くことのできない道路や水路として活用されるなど、地域に果たしてきた効果は大変大きなものと考えております。

また、農業生産の基本となる畑地用水も、ファームポンド二百箇所が設置され、受益地のうち、約九十六パーセントの地域で水の利用が可能となっております。

二、三年前の夏場の渇水時には、多くの給水スタンドにトラックが連なるなど、水利用も着実に伸びております。

しかし一方、第二ステージの茶園までの着水は、四十パーセントにとどまっております。

らに一層の効果的な多様な農業経営の発展を図るため、引き続き畑地用水を積極的に推進する必要がありますと考えております。

平成16年度当初予算

平成十六年度の総事業費は、千三百三十五億円。十五年度まで七百五十五億円を投資し、事業進捗度六十六パーセントとなっております。

本年度は、国債を含めた当初予算三十二億二千九百万円、対前年比百七パーセントを執行することになっております。事業を進めるにあたっては、財政状況が低迷を続ける中、予算の確保と共に限られた予算を効率的、重点的に執行し、効果の早期発現、早期完了を目指してまいります。

新たな整備計画の推進

近年の技術的進歩はもちろん、消費者ニーズの変化、公共投資への関心の高まりなど、農業や事業を取り巻く環境は大きく変化しております。本事業もこの時代の要請に的確に応えた基盤整備の推進を図る必要があることから、

① 概ね平成十九年度までに完了する見込みのある地区については継続し、早期完了する。

② 早期完了が困難な地区については、畑地かんがい施設整備を重点化し、全工区で第一ステージ又は第二ステージにより給水



可能となった時点で事業を一旦完了する。

③ 既事業の残事業については、情勢の変化に対応した新たな事業計画に基づく新規地区を順次立ち上げる。

を新たな整備計画の基本として取り組んでまいります。

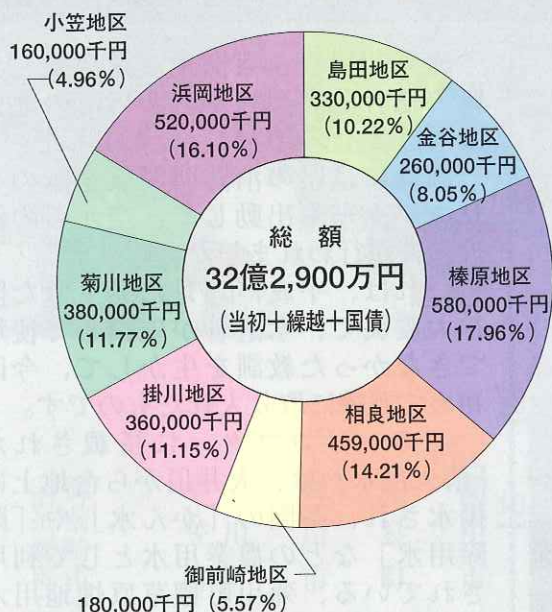
これらを進めるにあたっての完了計画の策定や新たな整備計画の作成では、関係市町、改良区をはじめ組合員の皆様方のご意見を伺い、ご協力を得ながら取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

静岡県牧の原農業用水建設事務所

技監兼事業課長

金原得純

平成16年度県営事業地区別執行予算額



県総合
防災訓練

農業用水を消火に活用



昨年9月1日、東海地震を想定した県の総合防災訓練が、菊川町の運動公園をメイン会場に行われました。

訓練には県の消防防災航空隊のヘリコプターも出動して、空からの消火訓練が行われました。

これは、平成7年1月に発生した阪神大震災で、水道管が破損して使用できなかった教訓を生かして、今回初めて訓練に取り入れたものです。

このヘリコプターに搭載された「消火用水」は、大井川から台地上に揚水され、茶園の「かん水」や「防除用水」などの農業用水として利用されている、菊川町棚草原畑地用水組合が管理する貯水槽の水が供給されました。

訓練当日は、棚草原畑地用水組合の関係者や、土地改良区の職員も参加して、ヘリコプターへの給水や施設の安全管理を行いました。

将来に残したい自然と景観
牧之原台地の茶園風景

有名な写真家が写した、全国各地の特色ある風景を連載している雑誌に、新緑の牧之原茶園が「日本の美景」として掲載されました。

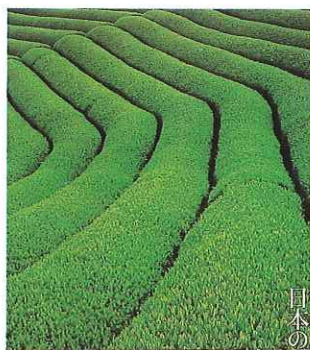
牧之原で、生活している農家や地域住民の皆様には、日常の見慣れた当たり前の牧之原茶園の風景は、都会で生活し、自然との拘わりの少ない人々にとっては、心と



おもいっきりテレビで
牧之原農水通水記念日を

去る六月二十二日に、日本テレビの人気番組「おもいっきりテレビ」の「今日は何の日」のコーナーで、牧之原農水の事が全国ネットで放送されました。

これは平成元年の同日に、牧之原開拓百二十年目にして、念願の大井川の水が牧之原台地に揚水された記念日に取り上げられ、約十時間にわたって放送されました。



身体を癒す貴重な休息の場となっているのです。組合員の皆様が、お茶の栽培を通じて、守り育ててきた牧之原台地の自然や景観は、かけがえのない地域の観光資源としてもその役割を担っています。

水しほネット牧之原

「ホームページ」を開設

組合員の皆様や、一般の方々に「農業用水の果たしている役割」や「土地改良区の業務内容」を広くご理解頂くため、7月1日から「ホームページ」を開設しました。

是非一度ご覧頂き、皆様のご意見などをお寄せ下さい。

ホームページアドレス(URL)

<http://www2.enshu-net.or.jp/~makinohara>

メールアドレス(ご意見箱)

makinohara@mx.enshu-net.or.jp

畑地用水組合の設立数 百七十七組合に

本年度当初における畑地用水組合の設立数は、表のとおり百七十七組合（関係二百二十工区）となりました。

用水組合の設立は、水利用が実用可能となる時点に關係組合員の総意により、設立されるもので、運営要領等は土地改良区の規定に定められており、基本的にファームポンド以降の施設は組合で管理することとなっています。

手動でのバルブ操作はゆっくりと

土地改良区では、国営事業の完了した翌年度の平成十年度から本格的な施設管理をしています。これまで土地改良区が把握している施設管理事故は、毎年平均で二十件ほどあります。

幸い、人身に絡んだ事故はありませんが、中にはバルブの開閉操作時の、ちょっとした注意で防げたと思われる事故がありました。

手動でのバルブ操作を急激に行うと、パイプ内の水流が突然変化し、予測を超える圧力が加わり、パイプの破損等を引き起こすことがあります。

くれぐれも、バルブの開閉にあたってはゆっくりと操作をするようにお願いいたします。



バルブ開閉はゆっくりと



畑地用水組合設立状況表

地区名	組合数				比較増減	
	H15.4月現在		H16.4月現在			
	組合	関係工区	組合	関係工区	組合	関係工区
島田	1	18	1	18	—	—
金谷	11	15	14	20	3	5
榛原	29	32	30	33	1	1
相良	49	51	49	51	—	—
御前崎	7	8	1	8	△6	—
掛川	17	18	18	21	1	3
菊川	37	37	39	39	2	2
小笠	11	11	11	11	—	—
浜岡	14	19	14	19	—	—
合計	176	209	177	220	1	11

※御前崎・小笠地区では、当初計画の全工区・組合が設立されました。

ファームポンドの清掃は 機械設備の事故予防に

ファームポンドの清掃をすることにより、藻の発生を防ぎ、ポンプなどの機械設備の故障も予防し、耐用年数が延びることにもつながります。

また、汚泥による悪臭も取り除き、周囲の環境にも良い結果を生み出します。



改良区では 清掃器材の貸出を

土地改良区では、施設の適正なる管理対策の一つとして各ファームポンドは、二〜三年に一度の清掃を勧めており希望する用水組合には、水中ポンプや高圧洗浄機などの貸出をしています。

借用希望する組合はお気軽に土地改良区へ申し出ください。

施設管理事故の報告は早めに



施設管理保険の請求をしようとするときは、まず事故報告が必要となります。

その場合、なるべく早めに土地改良区へ報告をしてください。報告が遅れますと、折角の保険金が受けられにくくなることもありますので、ご注意ください。

なお、報告には、①いつ（事故の日時）②どこで、③何が、④どうなったか、等を整理して、加えて、⑤事故がわかる写真と、⑥損害額（修理見積書）が必要です。詳しくは、土地改良区へお尋ねください。

農地転用について

農地を転用する場合は

改良区に連絡を

牧之原畑総事業の受益地を農地以外に転用する場合には、農振農用地区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続きが必要で。

この転用手続きを行わないと、農地法第四条及び第五条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益地の転用をされる場合は、必ず土地改良区・業務課までご相談ください。

公共事業による転用も

改良区との協議が必要です

公共事業によって受益地が転用される場合があります。

事例として、国・県・市町道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益地を農地転用する事がありますが、この場合、公共事業では農業委員会への転用申請が免除されるため、土地改良区への協議が提出されない事があります。

組合員の皆様に公共事業による用地買収等の話があった際は、畑総事業の受益地である旨を伝えていただき、併せて土地改良区へ農地転用の協議をして下さい。

組合員資格得喪通知書の提出について

◎経営移譲年金を受給する場合（変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「諸名義の変更等に関する確認事項」の申請ができません。）
◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合

組合員資格得喪通知書 (3条・18条第1項)

平成 年 月 日
取得者 氏名 住所
喪失者 氏名 住所

牧之原畑総合整備土地改良区理事長 様
下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良法第43条の規定により通知します。

- 記
1. 資格得喪の原因及びその日付：関係する原因に○印を記入して下さい。
①平成 年 月 日農地法第3条の規定により許可があった為。
原因（経営移譲・売買・交換・賃借・贈与）
②平成 年 月 日農業経営者登録法第18条第1項（農地利用集積）の規定により許可があった為。原因（売買・賃借）

市	町	大字	字	地番	地目	地積	面積	登記事項	備考
							m ²		

※（有）の場合、農地造成、畑地用水事業地区名を記入して下さい。

◎農地を農地以外に変更した場合（農地転用）

<様式-2>

組合員資格得喪通知書 (4,5条)

平成 年 月 日
転用組合員 氏名 住所
転用関係者 氏名 住所

牧之原畑総合整備土地改良区理事長 様

下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良法第5条の規定により通知します。

- 記
1. 資格得喪の原因及びその日付
平成 年 月 日農地法第（4、5）条の規定により許可があった為。
2. 資格得喪の対象となる土地

市	町	大字	字	地番	地目	地積	面積	登記事項	備考
							m ²		

※（有）の場合、農地造成、畑地用水事業地区名を記入して下さい。

人事異動の紹介

<静岡県牧の原農業用水建設事務所>

平成16年4月1日付

職名	氏名	所属
技監兼事業課長	油井日出雄	企画部企画調査室
総務課 主任	青島 達広	袋井土木事務所
総務課 主任	安藤未来男	浜松財務事務所
事業課 副主任	岩本 泰洋	農業水産部農業水産総務室 (静岡県農業振興公社へ派遣)
事業課 副主任	可知 政徳	北遠農林事務所
事業課 技師	赤松 麻子	志太榛原農林事務所
技監兼事業課長	金原 得純	企業局西遠事務所
総務課 主任	北山 真邦	中遠農林事務所
総務課用地主幹	定石 公男	富士農林事務所
事業課 主任	倉田 章好	西部農林事務所
事業課 技師	小木野真也	中遠農林事務所
事業課 技師	森 泰博	中遠農林事務所

なお、通知書は市町担当課・土地改良区に用意してあります。

得喪通知書の提出が必要な場合とは
◎経営移譲年金を受給するとき
◎農地の買収、贈与、交換など所有権を移転したとき
◎農地を農地以外に変更するとき（農地転用）

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第四十三条の規定により、組合員資格得喪通知書を速やかに土地改良区に提出することになっております。
この手続きをされませんと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。



原間前副理事長

おくやみ
原間前副理事長 逝去

原間前副理事長は、昭和五十二年十月当改良区の理事に就任され、平成元年からは副理事長を務められ、土地改良区の健全な運営に尽力されました。
ここにご生前のご功績に感謝いたしますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

した。
原間前副理事長は、病氣療養中のごころ、平成十五年十月四日ご逝去されました。